

○可茂衛生施設利用組合分骨証明書交付手続きに関する要綱

令和 2 年 1 2 月 2 5 日  
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第 5 条の規定に基づき、可茂衛生施設利用組合火葬場（以下「可茂聖苑」という。）において焼骨の分骨を行った者に、その事実を証する書類（以下「分骨証明書」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請)

第 2 条 分骨証明書の交付を受けようとする者（第 3 項及び次条において「申請者」という。）は、焼骨の引取りのときまでに分骨証明申請書（別記様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請ができる者は、次の者に限る。

- (1) 死体（胎）火葬許可証の申請者
- (2) 死亡者の配偶者
- (3) 死亡者の直系尊属又は直系卑属
- (4) 指定管理者が正当な理由があると認める者

3 前項第 2 号から第 4 号に該当する申請者は、分骨証明申請書の提出の際に、可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成31年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する書類を指定管理者に提示しなければならない。

(分骨証明書の交付)

第 3 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定による申請が適正であると認めるときは、申請者に対し分骨証明書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

附 則

この訓令は、令和 2 年12月25日から施行する。

別記様式1号（第2条関係）

分骨証明申請書

可茂聖苑 指定管理者 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
死亡者との続柄

次のとおり分骨証明書の交付を申請します。

死亡者	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性 別	男・女
死亡年月日		年 月 日		
火葬執行日時		年 月 日 時 分		
分骨の理由		1 宗教上の理由又は他の墓地等に埋葬若しくは収蔵のため 2 その他（ ）		
分骨者	住 所			
	氏 名			

様式第2号（第3条関係）

可聖証第 号  
年 月 日

分 骨 証 明 書

上記に係る遺骨は、可茂聖苑にて火葬後、分骨された焼骨であることを証明します。

岐阜県美濃加茂市蜂屋町下蜂屋37番地7  
可茂聖苑 指定管理者 印